

騒音規制法の特定施設（法第2条、施行令第1条、別表第1）

1	金属加工機械
	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式で、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ ブラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。）
	ヌ タンブラー
	ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式で、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤（製材用の場合は原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用の場合は原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ 丸のご盤（帯のご盤と同じ。）
	ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）